

国立大学法人旭川医科大学公益通報評価委員会細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和8年10月14日学長裁定)

国立大学法人旭川医科大学公益通報評価委員会細則の一部を改正する細則

国立大学法人旭川医科大学公益通報評価委員会細則（令和4年12月14日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

| 改正後                                                               | 現行                                                      |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| (略)                                                               | (略)                                                     |
| (組織)                                                              | (組織)                                                    |
| 第3条 委員会は、 <u>公益通報総括責任者（以下「総括責任者」という。）の指名により</u> 、次に掲げる委員をもって組織する。 | 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。                               |
| (1) <u>総括責任者</u> が指名する副学長 若干人                                     | (1) <u>学長</u> が指名する副学長 若干人                              |
| (2) 事務局長                                                          | (2) 事務局長                                                |
| (3) その他 <u>総括責任者</u> が必要と認めた者                                     | (3) その他 <u>学長</u> が必要と認めた者                              |
| (削除)                                                              | <u>2 第1号の委員については学長が委嘱する。</u>                            |
| <u>2</u> 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員から <u>総括責任者</u> が指名する者をもって充てる。        | <u>3</u> 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員から <u>学長</u> が指名する者をもって充てる。 |
| <u>3</u> 委員長は、委員会を招集して議長となり、当該公益通報に関する評価を行うものとする。                 | <u>4</u> 委員長は、委員会を招集して議長となり、当該公益通報に関する評価を行うものとする。       |
| <u>4</u> 委員長及び委員は保護規程第5条第1項に定める公益通報対応業務従事者として指定される。               | <u>5</u> 委員長及び委員は保護規程第5条第1項に定める公益通報対応業務従事者として指定される。     |
| (議事)                                                              | (議事)                                                    |
| 第4条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。                            | 第4条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。                  |
| 2 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め意見を                                   | 2 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め意見を                         |

聴くことができる。

(任期)

第5条 前条第1項の委員の任期の末日は、学長が保護規程第11条に規定する通知を行った日とする。

(評価の方法等)

第6条 委員会は、公益通報調査委員会の調査結果及び調査の内容を踏まえて、それについて評価する。

2 委員会は、評価が終了した場合は、評価を速やかに学長及び総括責任者に報告するものとする。

3 委員会は、公益通報調査委員会の結果に不明な点があった場合は、追加の調査を総括責任者に求めることができる。

4 総括責任者は委員会から前項の求めを受けた場合は、公益通報調査委員会に追加の調査を行わせるものとする。

5 委員は評価をする上で知り得たことを他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和8年10月14日から施行する。

#### 【改正理由】

公益通報体制の適切かつ有効な実施を図るため、所要の改正を行うものである。

聴くことができる。

(任期)

第5条 前条第1項の委員の任期の末日は、学長が保護規程第11条に規定する通知を行った日とする。

(評価の方法等)

第6条 委員会は、公益通報調査委員会の調査結果及び調査の内容を踏まえて、それについて評価する。

2 委員会は、評価が終了した場合は、評価を速やかに学長に報告するものとする。

3 委員会は、公益通報調査委員会の結果に不明な点があった場合は、追加の調査を学長に求めることができる。

4 学長は委員会から前項の求めを受けた場合は、公益通報調査委員会に追加の調査を行わせるものとする。

5 委員は評価をする上で知り得たことを他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。